

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第25号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第1項中「知事」を「市長」に改め、同項第1号中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改め、同条を第4条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1に次のように加える。

法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し
--	--

様式第1号及び様式第2号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

様式第3号中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第4号中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

様式第5号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

様式第6号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

様式第7号中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

様式第8号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に提出された申請書に係る改正後の亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。